

平成 22 年 6 月 25 日現在

研究種目：若手研究 B

研究期間：2006 ～ 2009

課題番号：18719002

研究課題名（和文） 家族主義福祉レジームにみる「脱家族化」概念と有償ケアの「女性化」、  
「移民化」

研究課題名（英文） Femilization and foreignisation of paid-care and definition of  
defamilization in familistic welfare regimes

研究代表者 宮崎 理枝  
( 20435283 )

研究成果の概要（和文）：

本研究の成果は次の 4 点である。

第一、従来の福祉レジーム論や、一部のケアレジーム論における「家族主義レジーム」において、このタームの定義と用いられ方には、3 つのパターンがあることを明らかにした。

第二、イタリアには、国レベルの公的介護制度がなく、介護供給の特徴として、家族主義や、現金給付が主流で且つ公的領域の小ささが挙げられる。しかし介護制度や介護者支援制度は、地方および（準）民間レベルにおいて多様であり、地域によっては高度に整備された介護制度を有する。

第三、近年の傾向として、全国レベルでの公的な介護制度の創設は遠のき、代わりに、外国人介護労働者の合法化策や、支援策が展開されている。2009 年の合法化策は、家事介護労働者のみを対象とするものであった。

第四、上記の結果から、介護政策と介護供給の実態では、日本と大きく異なることが明らかになった。ただ、日本の介護制度改正も、イタリアの家事介護労働者の合法化も、いずれも、移民と公的サービスによる脱家族化を達成しないままの介護の再家族化といえる。

研究成果の概要（英文）：

The outcomes of this research have four point as follows.

Firstly, in the previous studies, definition of “familistic” regime can be categorized in three groups.

Secondly, The characteristics of Italian care policy are, absence of national care system, cash-benefits or cash transfer oriented model to the support of family care givers, limited and various care supply in local level.

Thirdly, recent policy change to support care givers are mainly concentrated in the support of migrant care workers.

Lastly, both in Italy and Japan, recent care policy reform inclined to be re-familisation of care model

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
18年度	500,000	0	500,000
19年度	1,000,000	0	1,000,000
20年度	100,000	30,000	130,000
21年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,100,000	180,000	2,280,000

研究分野：ジェンダー

科研費の分科・細目：ジェンダー

キーワード：イタリア、介護、移民、インフォーマルケア、家族主義、

1. 研究開始当初の背景

イタリアは、少子高齢化や福祉の家族責任の強さ、あるいは、労働や、雇用慣行、社会保障制度等において、ジェンダー非対称性が指摘される国である。こうした特性は、マクロなデータや制度慣行からみると、わが国との間に高い共通性が見出される。

しかしながら、ケア領域に関する限り、両国のケア供給の政策、ならびに市場の対応は、大きく異なっているとみられた。とりわけ、イタリアにおける、移民労働者の介護労働が普及している点に関してである。しかしこのことは、闇市場を中心に普及しているため、介護政策の比較からは、明らかにされない点であった。

こうしたケアの(闇)市場化か普及しているとすれば、イタリアという国は、必ずしも家族責任の強い、家族主義的な、南欧レジームという枠組みには当てはまらなくなると予測された。

したがって、この点の解明をインフォーマル労働による「脱家族化」や、インフォーマル(闇)市場を含めた(むしろそれを中心とした)市場化の実態は、著しく軽視されることになる。結果として、家族主義レジームという類型化は、必ずしも現状の「脱家族化」を

指標化したものとはいえなくなる。加えて、「家族主義」文化が強ければ「脱家族化」は弱いという想定もまた、日本ではフォーマルケア領域において、イタリアではインフォーマルケア領域において、いずれも成立しているとはいえない。

以上のように、従来の「家族主義」に関する福祉レジーム論や、日本とイタリアの共通性を指摘する議論と、実際の近年のイタリアのケアや家族をめぐるトレンドには乖離する点が生じているという問題点を把握するに至った。こうしたことは、福祉レジーム論や、家族論において個別に指摘されていないわけではなかったが、ケア領域に関しては、包括的な理論と現状把握の現地調査が不十分であった。したがって、これらについてより詳細に吟味する必要性を捕らえたことが、本研究計画の背景である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、イタリアにおけるインフォーマルケア領域の「脱家族化」の状況分析を通じて、従来の福祉レジーム論における「家族主義的レジーム」の概念を再考することにある。

この「家族主義的レジーム」の概念を再

考する際に、具体的には次の3点の解明を目的とした。

- ① 特にケア領域にみる「家族主義レジーム」の定義に関する理論研究の整理。
- ② イタリアの介護制度と介護支援策の整理と検証。(フォーマルケアの把握)
- ③ イタリアにおける移民介護労働者の実態の把握と検証。(インフォーマルケア・市場ケアの把握)
- ④ ケア供給者の女性のおかれた状況に関する日本とイタリアの比較。

### 3. 研究の方法

①と②、③の概要に関しては、文献調査を中心に行った。

また②のうち地方での介護制度の実態の把握、ならびに③の移民介護者新作に関しては、イタリア現地の行政及び関連団体の専門家へのヒアリング、意見交換などを通じておこなった。

④は日本に関する文献調査とイタリアに関する上述の研究成果の比較を通じて行った。

### 4. 研究成果

①家族主義レジームに関しては、このタームの定義と用いられ方は、多様であるが、大きく3分できる。第1に、インフォーマルな領域での家族の結束の強さや、家族間での経済的、実質的なケア等の援助の頻度や強度の高さの根拠として述べられるものであり、文化的、社会的、宗教的な個人意識としての「家族主義」の強さを示すものである。第2に、家事労働や育児労働などの家庭内での分業実態に関する国際比較の実証研究の結果に基づき、性別分業傾向の強い事例(地域)を

指すものとしてである。第3に、社会保障制度、税制度、雇用慣行におけるジェンダー不平等の傾向の強さを示すものである。

②イタリアには、国レベルの公的介護制度がなく、介護供給の特徴として、家族主義や、現金給付が主流で且つ公的領域の小ささが挙げられる。介護に関連する制度や施策は主として、国よりも、地方レベルで個別に展開されている。なかでも、介護者の確保育成に関連する政策、制度、規制や支援活動を担っているのは、地方および(準)民間レベルにおいてであるといえ、その取り組みの形態も多様化している。

近年の傾向として、介護者の確保に関する施策は、現状で家族以外での実質的な介護労働従事者となっている、民間領域/市場における家事労働者、なかでも高比率で存在する外国人労働者を対象とした、介護供給の適正化や質の向上に重点が置かれているといえる。

これに対して、現状の政策展開の対象としては、具体的に、地方レベルでの移民を中心とする私的な領域の有償介護労働者の労働環境および、提供される介護の質の向上を目的とする施策、また(準)民間レベルでの、政労使3者による全国労働協約を通じた実質的なケア労働者を含む家事労働者の労働環境の保護と改善が挙げられる。こうした領域においては、国レベルでの施策も打ち出されつつある。

③移民介護労働者は、2002年の移民法で、他の従属労働者とともに、非合法的な滞在・就労状態にあるものの合法化が行われた。その後、2009年に再度家事・介護労働者を対象とする合法化が行われた。このときには、家事・介護労働者のみを対象とした合法化(正規化)であり、その背景には、家事・介護領域の非合法的な労働者のみを特別に待

遇する必要、すなわち、介護需要の拡大を、公的介護制度の導入による介護専門職者の養成を通じてではなく、移民の労働力を充てることによって解決しようとする現政権の狙いがあるとされた。

④日本との比較では、まず、介護制度のあり方が全く異なること。また、インフォーマルケアにおいても、日本では家族のみ、イタリアでは上述のように移民労働者の労働力が無視できない点で大きく異なった。

また、日伊の比較については、高齢者介護政策の比較のみでは、インフォーマルケアにおける女性の選考の背景が十分に説明できないことが明らかになった。今後は、女性労働に関する雇用法制、雇用慣行等、労働市場での女性のおかれた状況と、チャイルドケア領域、また両者に存在する世代間での就業やケア、家事労働従事の実態を探る必要があることが明らかになった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

### 1. 論文発表

宮崎理枝「要介護高齢者と障害者領域の現金給付制度—イタリアにおける介添手当て制度の事例から」『大原社会問題研究所雑誌』no.592, 1-17頁、2008年

宮崎理枝「イタリアにおける介護制度と介護者」『大月短大論集』第40号, 65-95頁, 2009年3月

Rie MIYAZAKI, “Situazione attuale del sistema di cura per gli anziani non-autosufficienti in Giappone

come un paese familistico”

(イタリア、トレントの移民女性支援の非営利団体 DONNE NISSAのホームページ上に発表、2008年7月  
[www.nissa.bz.it/download/145dextcbxtwR.pdf](http://www.nissa.bz.it/download/145dextcbxtwR.pdf))

[学会発表] (計2件)

宮崎理枝「介護者の確保育成策に関する国際比較研究—イタリアの事例について」(学会発表)、社会政策学会 第113回、岩手大学、2008年10月11日

宮崎理枝「家族主義的福祉レジームにおける<脱家族化>概念—イタリアにおけるケア労働の事例から」(学会発表)、社会政策学会第117回大会、大分大学、2006年10月22日

[図書] (計2件)

宮崎理枝「社会福祉の現状<高齢者福祉> 松村祥子・萩原康生・宇佐美耕一・後藤玲子編『世界の社会福祉年鑑 2008』2008年

小谷真男、小島晴洋、鈴木桂樹、田中夏子、中益陽子、宮崎理枝『イタリアの社会保障』旬報社、2009年2月

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：

番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者 宮崎理枝  
( 20435283 )

研究者番号：

(2) 研究分担者 なし  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし  
( )

研究者番号：